

静岡県果樹農業振興審議会 会議録

- 1 日時 令和8年1月15日(木) 午後2時30分～4時
- 2 場所 静岡県教育会館 特別会議室 静岡市葵区駿府町1-12
- 3 出席者
 - 委員出席者
秋山 由季、飯島 美奈、市ノ川 冬希、大塚 晶美、佐藤 景子、佐野 宏
一郎、徳田 博美、廣川 知士、山下 昌徳
(敬称略、五十音順)
 - その他の出席者(事務局)
静岡県経済産業部農林水産統括部長 浅井 弘喜
農業局長 中尾 穰
農産振興課 課長 平野 亮
課長代理 長谷川 美雪
課長代理 武藤 浩志
みかん特産班 班長 大橋 ゆかり、主査 石井 香奈子、
主査 安井 麻里子
- 4 議題 新たな静岡県果樹農業振興計画について
- 5 配布資料
次第、出席者名簿、席次表、「静岡県果樹農業振興計画の骨子」、「静岡県果樹
農業振興審議会委員意見に対する対応表」、「静岡県果樹農業振興計画(案)」

(中尾 農業局長)

定刻となりましたので、ただいまから、静岡県果樹農業振興審議会を開会いたします。本日、司会を務めさせていただきます県経済産業部農業局の中尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況について報告いたします。当審議会委員 12 名のうち 9 名の皆様の御出席をいただいております。これにより、静岡県果樹農業振興審議会規則第 5 条、第 3 項の規定による定数の半数以上を満たしており、会議が成立することを報告いたします。

本日の会は、県の「情報提供の推進に関する要綱」の第 2 の規定に基づき、公開としております。本日の傍聴者はございません。後日、議事録を公開することとなりますので、御了承願います。

今回 2 回目の会合ということになりますので、委員の皆様それぞれの御紹介は省略をさせていただきます。お手元の名簿にて御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、前回、第 1 回の会合の時に都合により欠席されました秋山委員がお見えになっておりますので、一言、御挨拶いただければと思います。

(秋山委員)

前回は失礼いたしました、秋山でございます。よろしくお願いいたします。

(中尾 農業局長)

ありがとうございます。それでは、開会に当たりまして、県経済産業部、農林

水産統括部長の浅井から御挨拶を申し上げます。

(浅井 農林水産統括部長)

皆さん、こんにちは。静岡県農林水産統括部長の浅井でございます。新年を迎えまして、委員の皆様におかれましては、御健勝、それから、ますますの御活躍を祈念いたすとともに、本年が農林水産業の発展にとって一層の飛躍の年となることを願っております。本年もどうぞよろしく申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から本県の果樹農業の振興に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

また、新年早々、御多用の中ですが、今回第2回の静岡県果樹農業振興審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨年末、農林水産省から発表された2024年の農業産出額では、本県の農業産出額というのは2,396億円ということで、当面目標にした2,400億円にあともう少しというようなところになったわけでございますけれども、詳しく中身をちょっと見てみますと、品目ごとの内訳が、みかんは326億円ということで、本県の品目の中では1位になったというようなことでございます。これは、単価が過去最高になったということによるものでございますが、このことは、ちょっと手放しでは喜べないような感じを私としては受けております。

全国的にも、カメムシの被害や高温等により生産量が減少したことが要因とされておりますけれども、根底には、やはり担い手の高齢化や減少により供給力が心許なくなっている部分もあるのかなというふうに感じております。この件については、前回の審議会でも多くの委員の皆様から、担い手の問題が提示されたところでございます。県内はもとより、全国の皆様に、本県のみかんをはじめとした果物を、しっかりお届けするためには、県と致しましても、担い手

の確保、それから供給力の強化、こういったことを図ることが重要との認識であります。

このため、本日の議題であります、次期の計画案につきましては、本県果樹農業の持続的発展の実現に向けて、目指す姿に、「環境変化への対応による担い手の農業所得を確保できる果樹産地の実現」といった形で掲げまして、前回委員の皆様から頂戴した御意見、この中には、担い手の育成をはじめとする、供給から流通・販売、需要等に関する幅広い御意見がございましたけれども、そういったものを踏まえまして、次期計画案として、本日取りまとめて皆様にお諮りをしているところでございます。

本日は、本計画案をよりよいものとするため、委員の皆様にはそれぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(中尾 農業局長)

それでは続きまして、当審議会会長の名古屋大学教授、徳田博美様より御挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

(徳田会長)

こんにちは。名古屋大学の徳田です。座って失礼します。

今の部長さんのお話もありましたけれども、今、みかんに関わらず、農産物価格が高騰しており、特に代表的なお米で象徴されるわけですが、今の日本の農業そのものが大きな転機を迎えているというふうに言えるかと思っております。従来から非常に厳しい状況であることは言われ続けていきましたが、まさに今、本当に今後どうなっていくかという意味では大きな転機になってきているかと思

います。

今回審議していただくのは、県の果樹の振興計画ということで、これは5年ごとに、国と合わせて行われ、ある意味で定例的に行われてきたという側面もなはいとは言えない部分もあるかと思いますが、特に今回に関してはそういう意味で言うと、従来以上に、非常に重要な意味を持つてるかと思ひます。

果樹自体、計画そのものはおそらく国などでも、10年前までは基本的に言うて過剰からの脱却で、振興と言ひながらも基本的には調整だったものが、5年ぐらゐ前から基本的には拡大の方に舵を切ったかと思ひますが、なかなかそれがそのとおりにってない側面がありますが、まさに本当の意味での拡大が必要になってきてるかと思ひます。特に果樹の場合、永年作物ですので、なかなかV字回復というようない形にはならないと思ひます。そういう意味で言うて、まさに、今後拡大していく上での一つの転換、転機になるようない形での計画、これおそらく様々な関係者、多くの皆様の連携協力なければ実現できないものかと思ひます。

そういう意味では、今回の委員の方も、様々な立場から御参加いただひてると思ひます。それぞれの立場から忌憚のない意見を出していただひて、より本当に実のある計画にしていただひたいというふうにして思ひております。短い時間ですけれども積極的な御発言よろしくお願ひいたします。

(中尾 農業局長)

ありがとうございました。それでは本日の予定になりますが、前回10月に開催いたしました第1回の審議会で、計画の方向性と骨子につきましては御了解いただひたというふうにして思ひております。今回は各委員の皆様に、前回の意見を踏まえて、振興計画案を策定しておりますので、その内容につきまして、御審

議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、皆様のお手元にみかんを置かせていただいております。本県の主力品種の「青島温州」でございます。静岡県の果樹研究センターで栽培したものでございまして、特別試験用に作ったわけではなく、普通に作ったみかんですが、御賞味いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではここからの議事進行につきましては、審議会規則第4条第3項の規定によりまして、会長にお願いを致します。それでは、会長よろしくお願いいたします。

(徳田会長)

それでは早速議事に入っていきたいと思っております。

議事に従いまして、最初に、計画案の説明について県事務局の方からお願いいたします。

(平野 農産振興課長)

県農産振興課長の平野でございます。私からは、静岡県農業振興計画案について御説明したいと思います。着座にて失礼いたします。

まずお手元の資料を御確認ください。不足がございましたら、お知らせいただきたいと思っております。資料1が静岡県果樹農業振興計画の骨子、資料2-1が静岡県果樹農業振興審議会委員意見に対する対応表、それから、資料2-2が静岡県果樹農業振興計画案でございます。こちらはスライドで説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧ください。こちらは、第1回の審議会におきまして御承認いただきました静岡県果樹振興計画の骨子でございます。

資料の中央に、施策の方向性と致しまして、「Ⅰ 安定的な農業所得を確保できる経営体の育成」におきまして、担い手の確保と多様な労働力の確保を推進して参ります。「Ⅱ 課題解決に向けた農業振興施策」では、供給、流通、販売、需要の課題に対し、2つの施策を推進して参ります。「Ⅲ 果樹農業振興施策を支える技術開発」では、その施策を支える技術開発について記載しております。資料の右側には、計画の目標年度、令和12年における目標と、目標達成のための効果指標でございますKPIを載せてございます。

第1回審議会では、流通・販売の目標に果実の販売単価の項目を載せてございましたが、単価につきましては、目標から外させていただきまして、果実の産出額を算出するための参考値として載せていただいております。

単価につきましては、需給により決定するところでございます。施策による効果になかなかなじみにくいというふうに考えたところでございます。追加、変更した部分を含め、それぞれ目標値につきましては、後ほどスライド資料にて御説明いたします。

次に、資料2-1を御覧ください。こちらは、前回、静岡県果樹農業振興審議会委員の皆様からいただいた意見に対する対応表でございます。

皆さんからいただいた御意見を、計画の中に、どのように対応していくかをまとめた内容となっております。

委員の皆様のお意見を、担い手、供給、流通・販売の部分に整理いたしまして、それに対する、新計画の該当箇所という形で記載してございます。

例えば、1番目の佐野委員よりいただきました新規就農者が就農しやすい園地づくりにつきましては、新計画案の中で、果樹型トレーニングファームの取組推進、事業を活用した生産基盤の整備として、盛り込んでございます。

一番右に記載の「新計画該当箇所」は、次の資料2-2にございます計画本文案の、どの部分に当たるかを示しているものでございます。

これらを踏まえまして、本日時点で作成したものが資料2-2ということございます。資料2-2につきましては、本日の審議を受けまして、また修正の上、確定版を取りまとめて参りたいと考えております。計画案の内容につきましては、説明スライドにて説明して参りたいと思います。

それでは、静岡県果樹農業振興計画の概要については、スクリーンで、御覧いただきたいと思ひます。

これまでの経緯につきまして、先ほど申し上げたように、第1回審議会では、計画の方向性、骨子、推進目標、KPIを審議いただきまして、本日につきましては、次期振興計画案の内容を委員の皆様にお諮りするということございます。

次期計画の構成でございますけれども、第1に果樹農業の振興に関する方針、第2に静岡県果樹農業振興計画の推進目標、第3に果樹農業の振興に向けた重点施策、第4に果樹農業振興施策に支える技術開発、第5に果樹の種類別の振興方針、第6に果樹の栽培面積と生産の目標、第7にその区域の自然的経済的条件に対応する近代的な果樹園経営の指標を整理してございます。現計画から項目は変わってございませんが、推進目標を第7から第2に変更してございます。

まず、「第1 果樹農業の振興に関する方針」では、本県果樹農業の現状と、果樹農業振興の基本的な考え方を記載してございます。

令和6年の本県果実の産出額は372億円ということで、県農業産出額の16%となっており、うんしゅうみかんの産出額が326億円ということで、近年増加傾向となっており、また県内では、多様な果実が栽培されており、県土の保全や土地の有効活用、景観形成等の面でも重要な役割を果たしているところでございます。

担い手をめぐる動向と致しましては、果樹栽培農家戸数は、減少傾向が続いており、果樹の新規就農者については、年によりばらつきがありますが、増加が見られるということでございます。

それから、供給をめぐる動向ということでございますけれども、温州みかんの栽培面積は、令和6年に5,120haということでございまして、令和2年から6%の減少となっており、収穫量につきましては、年により変動はありますが、近年は、横ばい傾向となっており、

また、供給に関する問題と致しまして、温暖化の影響による高温障害など、果実品質と収量の不安定化が挙げられます。うんしゅうみかんの浮き皮や日本なしのみつ症が発生しやすくなるということがございます。

それから、続きまして、流通・販売をめぐる動向と致しまして、本県の年明けのみかんの市場流通量でございまして、年明けの市場では、流通量の40%超のシェアとなっております。

うんしゅうみかんの平均価格でございまして、令和5年は338円/kgとなり、主産県の中でも、トップクラスの単価となっているところでございます。

集出荷施設の高度化、再編・整備では、事業の活用によりまして、JAみっかび、JAとぴあ浜松にて、AI選果機等を備えた集出荷施設が整備されており、生産者における選果や集出荷に係る労力削減に寄与しているところ

でございます。

続きまして、需要をめぐる動向ということでございますけれども、生鮮果実の購入数量は、全国では減少傾向が続いている一方、本県では増加傾向というところでございます。

消費者の今後の果物の摂取意向ということでございますけれども、「多少外観が悪くても割安な果物」また「皮がむきやすいなど簡単に食べられる果物」といった、手頃な価格、食べやすい果物の提供が求められているところでございます。

次に、果樹農業振興の基本的な考え方について御説明いたします。

おおむね5年ごとに国が定める「果樹農業振興基本方針」に即して、静岡県果樹農業振興計画を定めまして、果樹農業に関する施策を実施することとしているところでございます。国の果樹農業基本方針の考え方については、第1回の審議会でも御説明したところでございますけれども、国の基本方針、また、県の総合計画、食と農の基本計画に即して本計画を作成してございます。

なお、本計画との整合性を図る形で、各産地における産地構造改革計画を策定することとなっておりますけれども、今年度26の産地で、この計画の作成と並行しながら作成される予定でございます。

続きまして、県の果樹農業振興計画の考え方でございます。

果樹生産者の安定的な農業所得を確保するため、供給、流通・販売、需要の課題に取り組み、多様な担い手から成り立つ意欲的な果樹産地を形成することを基本方向と致しまして、目指すべき姿に、「環境変化に対応による担い手の農業所得を確保できる果樹産地の実現」を挙げまして、施策を展開することとして

おります。

続いて、「第2 静岡県果樹農業振興計画の推進目標」について御説明いたします。

担い手に関する項目と致しましては、新規就農者数と認定農業者数を推進目標値に挙げてございます。

新規の就農者数につきましては、次期食と農の基本計画の令和10年度の目標値345人に、新規就農者数全体に占める果樹の新規就農者の割合を乗じまして50人と設定してございます。認定農業者数につきましては、令和7年果樹農業振興のための生産者意向調査における経営主の年齢構成から、5年後の認定農業者数を推定した上、令和元年から5年の自立就農者が認定農業者と想定して算出しておりまして、620戸と設定してございます。

施策の有効性を示すKPIと致しましては、果樹型トレーニングファームの取組産地数として、県内東部、中部、西部の各1産地での実施を想定して3産地ということで設定してございます。

続きまして、供給に関する推進目標の項目でございますけれども、果樹栽培面積、果実生産量、果実産出額を挙げてございます。

果樹栽培面積につきましては、うんしゅうみかんでは、生産者意向調査の結果から、5年後の栽培面積は4,710 haと推定されましたけれども、基盤整備等により、優良農地の確保を進めてして参りまして、4,800 haということで設定をさせていただきます。

その他柑橘、落葉果樹では、令和元年から5年の実績から、令和12年の栽培面積を推定いたしまして、うんしゅうみかんを合わせ、果樹栽培面積の目標を6,300 haと考えております。

果実生産量につきましては、うんしゅうみかんでは、年によるばらつきのある反収を、改植や生産安定技術の導入により、令和2年から5年の平均単収である、2.16t/10a維持することとし、目標とする栽培面積に乘じまして10.3万tということで設定したいと考えております。

その他果樹、落葉果樹につきましては、令和元年から5年の実績から令和12年の生産量を推定いたしまして、うんしゅうみかと合わせてですね、果実生産量の目標を11.1万tとしたいと考えております。

それから、果実の産出額でございますけれども、うんしゅうみかんでは、目標とする生産量に、目安とする販売単価を乗じ、その他果樹では、令和3年から5年の平均値を乗じて算出しまして、それにより、うんしゅうみかん340億円、その他果樹34億円を合わせ、果実産出額を374億円と設定してございます。

KPIにつきましては、優良品種への改植面積を年当たり40haと、うち、気候変動対応品種は年当たり12haと設定してございます。

これにつきましては、県内の改植面積のうち、補助事業の活用により新植・改植されている割合が平均26.8%ということでございまして、1年当たり改植すべきみかんの面積、118.3haに乘じて、40haという数字を算定してございます。

なお先ほど、果実産出額の設定に用いましたうんしゅうみかんの販売単価でございますけれども、目標ではなく参考という形で置かせていただいておりますけれども、令和5年の営農類型別経営統計を参考に致しまして、キロ当たり330円とし、1人で1.47haを栽培した場合、農業所得450万円を確保できるという単価で設定しているところでございます。

需要に関する推進目標の項目としましては、近年50億円前後で推移している首都圏の県産みかんの流通金額につきましては、静岡県マーケティング戦略のです

ね、令和10年の目標値62.5億円を、令和12年まで推移するという形で設定をさせていただいております。

KPIにつきましては、AI・ICTを活用した集出荷施設の施設数を挙げてございます。施設整備計画の策定支援などにより、今後2施設の整備を見込み、累計5施設を設定して参りたいと思います。

続いて、「第3 果樹農業の振興に向けた重点施策」の内容について御説明致します。

担い手の育成・確保についてでございます。「安定的な農業所得を確保できる経営体の育成」、「多様な労働力の確保」の2項目について取り組んで参ります。

主な取組と致しまして、安定的な農業所得が確保できる経営体の育成におきましては、「産地が一体となった後継者、新規就農者の育成」と致しまして、就農相談窓口の設置や栽培管理技術等技術習得のための研修機会の創出、果樹型トレーニングファームの取組推進、事業等を活用した資金面の支援等を進めて参ります。

また、「規模拡大志向農家、複合経営等に対する経営指導」と致しまして、法人化の促進、コスト指標に基づいた営農指導、茶や米との複合経営の推進を進めて参ります。

多様な労働力の確保におきましては、「外国人材、農福連携等多様な労働力の確保に向けた環境整備」と致しまして、多様な労働力の確保に向けた産地の受け入れ体制の構築や環境整備、農福連携の推進、AI・ICT等先端技術を活用した集出荷施設の整備による労働時間の削減等を進めて参ります。

次に、「Ⅱ 課題解決に向けた果樹農業振興施策」と致しまして、「需要に応じた供給力の強化」におきまして、効率的で安定的な生産体制の構築の主な取組

と致しまして、ドローンによる農薬散布など、スマート農業による効率的な生産体制の構築のための技術普及を推進して参りたいと考えております。

J A しみずを中心に取り組んでいる片面交互結実栽培など、省力栽培技術の普及も進めて参りたいと考えております。

優良園地の確保と集積の主な取組と致しまして、「老齡樹の更新、優良品種等への改植」において、3月から4月に出荷できる春しずかなど、生産性の高い優良品目・品種への改植を推進して参ります。

「地域計画に基づいた担い手への農地集積」におきまして、地域の合意形成支援など、策定された地域計画の実現を推進して参ります。

「基盤整備の推進」におきましては、基盤整備事業の計画的な推進、放任園地発生防止対策等を支援して参ります。

続きまして、気候変動等が生産に及ぼすリスク対応の主な取組と致しまして、高温障害軽減技術の導入や気候変動に対応した品種の育成や導入推進、生産性の低下を抑制する安定生産技術の開発と導入を推進するとともに、自然災害のリスク対応と致しまして、防風施設等の整備による災害に強い園地づくり、セーフティネットの加入推進を進めて参ります。

また、引き続き、本県農林水産業の安全と安心を確保するため、エコファーマーの後継制度であります、みどり認定取得の推進、国際水準G A Pの認定取得を推進して参ります。

次に、「果実の流通の合理化と販売体制の構築」についてでございますけれども、販売戦略に基づく流通・販売体制の再編・整備の主な取組と致しまして、「A I ・ I C Tを活用した集出荷施設を核とする流通体制の強化」におきまして、老朽化した施設の再編による、施設利用の合理化、高度化、「供給や取引先との連携による販売体制の強化」につきまして、集出荷施設を中心に、市場、物流、実

需者との連携を進め、取扱量が増加することが見込まれる業界、中・高級スーパーやネット販売等との取引拡大等を推進して参ります。

生産者の所得向上に繋がる有利販売の推進の主な取組として、農林事務所を中心と致しまして、新商品開発や販路開拓までの総合的支援や経営改善計画の策定支援、また、ターゲットとなる国地域に、輸出の関係ですけれど、実情や需要把握、また、新たな販路開拓に向けた産地の取組支援をして参りたいと考えております。

それから、多様な消費者ニーズを捉えた新たな需要への対応と発信の取組と致しましては、展示・商談会等認定商品の戦略的PRによる実需者に向けた情報発信の強化、産地計画における販売流通戦略による高付加価値化によるブランド力強化の支援、機能性表示食品制度や栄養機能食品制度の活用推進を進めて参ります。

また、産官学連携の取組を支援し、産地における地域資源の利活用や持続可能な地域作りの促進といった、多彩な連携効果の活用を推進いたします。

さらに、適正な販売価格や機能性、生産・流通等に関する消費者への理解醸成のための食育や観光農園の取組を推進して参ります。

続きまして、「第4 果樹農業振興策を支える技術開発」について御説明いたし致します。

項目の一つ目、「Ⅰ 生産性向上のための省力安定生産技術の開発」では、高齢化による労働力不足や経験の少ない多様な労働力の増加への対応と致しまして、うんしゅうみかんの省力栽培法である片面交互結実栽培や省力樹形の一つである双幹形樹形等による技術開発を進めて参ります。

項目の二つ目、「Ⅱ 気候変動等に対応した育種、安定生産技術の開発」では、

気候変動の影響による生産性の低下を防ぐため、日本なしにおける高温障害対応技術の開発や、気候変動や消費者ニーズに対応したカンキツ品種開発に取り組みます。

落葉果樹では耐病性品種や、作業集中を避ける収穫期の異なる品種の育成に取り組んで参ります。

項目の3つ目、「Ⅲ 持続可能な生産技術の開発と生産リスクへの対応」

では、環境への配慮や持続的な経営のための取組として、カンキツでは天敵等を活用した農薬散布の適正化、日本なしでは安定生産のための受粉技術の開発、いちじくやキウイフルーツでは改植を進めるための樹勢回復技術の開発や、いや地軽減技術の開発に取り組み、老齢樹の更新を推進して参ります。

第5から第7につきましては、果樹の種類別振興方針、果樹の種類別の栽培面積と生産量目標、その区域の自然的経済的条件に対応する近代的な果樹園経営の指標、となっております。

果樹の種類別の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきますが、本県の実情を踏まえ、産地の状況を考慮しながら作成しております。

こちらにつきましても、今後さらに精査して取りまとめて参ります。

以上で資料説明を終了いたします。

(徳田会長)

はい、事務局から御説明いただきましたので、それに対する討議、意見交換に入りたいと思います。

まず最初に、今の説明の中で特に何か質問や確認したい点がまずございましたらお願いします。いかがでしょうか。不明な点その他はよろしいでしょうか。

それでは、なければそれぞれの立場からの御意見等をお願いしたいと思います。
まず最初に生産面、流通面、需要・消費面という形で順次御意見いただいて、
その上でまた最後にもう一つ、全体にわたって、言い残した点等がございましたら改めて御意見いただければと思います。

まず、生産面、担い手や生産基盤、生産技術等に関しての点について御意見を
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(佐野委員挙手) はい、佐野委員
お願いします。

(佐野委員)

すいません。資料2について、新規就農者がみかん園に新規で入る場合、今は
1.5 ha を目標にしなきゃ所得を確保できないということで、その1.5 ha を確保
できた状態で新規就農者を募集しなきゃいけないのか、それとも東部、中部、
西部で地域性によって品目を変えて、ある程度モデル的な作付計画上から、1
ha なら1 ha、こういう作付けをしたらいいんじゃないかというのは指標を作っ
てもらった方が新規の人の募集がしやすいのと、所得がないと計算できないの
で、樹齢によって所得が違うので、ある程度、入る時に、こういう作り方をし
てたら、年間150万ぐらい確保できますよという紹介ができないと新規が入っ
てきにくいと思います。

そういう形を何か作ってもらえるとありがたいかな、と思います。あと、自分
が気が付いたのは、省力化の中で、片面交互結実栽培と双幹形があるんですけ
れど、補助金の中で高所作業機、結局、高齢化や、樹も大きくなって、高いと
ころに脚立で登ると怪我でとかって言うと、今後基盤整備していく中で、補助
金の方に高所作業機とか入っていないので、できたらそれは入れてもらいたいな
と。あと、別の資料では、品種構成も、もし実現できたら奨励品種、日南とか、

日南の姫とか入ってますけれど、これからあと、情報をまとめて作ってもらうとか販売戦略的に内容の意味が、例えばゆら早生をもうちょっと増やすとか、ある程度、あまり品目も多くてもですし、中晩柑に関してはあまり新しい品種は載ってなかったりするのです、試験場とかでこれは有望で、産地化できそうな品種、というのを選定してもらったらいいかないかなと思います。

(徳田会長)

ありがとうございます。県からまたコメントいただきたいと思いますが、まず生産面について他の方の御意見もいただいて、まとめて県の方からもし何かコメント等がありましたらいただきたいと思います。他いかがでしょうか。

(大塚委員挙手) 大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

ちょっと考えがしっかりまとまっていないのですが、先日、今年度に向けての労働力の確保をどうしたらいいかというので、家族で話し合いました。その時に、労働力の確保、って言うんですけど、「労働力」っていう感じで、でも人には心があって、なかなか大変な仕事ですね。

外の作業が好きだとか、子育てのようで成長が楽しいとか、そういう気持ちになってくれる作業員じゃないと、みんなの意欲の連鎖って言うかそういうのが生まれてこなくて、そういう人たちと今年も仕事ができるといいなと思ってる場所ですけども。

昨年まで研修生が入っていて、その子たちがちょうど巣立っていったところで、うちはちょうど果樹型トレーニングファームみたいな取組って感じになってると思うんですけども、環境整備ももちろん整っていないというのものもある

のですけれども、静岡で農業をやるメリットを感じている人が意外と少なくて。先日、息子が認定農業者サミットですか、全国の集まりが九州であって、そっちに行ってきたら、雪の被害とか、4ヶ月ぐらい仕事ができないとか、日本海側だと日照不足とか、そういうもので結構仕事ができない期間があって、静岡で農業をやるメリットをみんな感じてくれたら、もっと農業者が増えるんじゃないかという話をしたんです。

それから、もうちょっと農家側が頑張らなくちゃいけないなっていうところが、人を育てるような環境が整っていない。職人氣質で、割と見ていけば分かるみたいな感じで、コミュニケーションがないんですよね。そういうところが不足しているところも、ちゃんと農家側も勉強して、受け入れやすいように、余所者が入ってくると排他的にならないで、受け入れる体制っていうのはみんな作っていかなくちゃいけないなと思っています。

あと、研修生が入っていたわけですがけれども、その子たちを見ていて、今の研修生って何か志が低いと言うか、受け身になっていて、質問もなにもない、分からないことをそのまま分からないまま行ってしまっ、こちらが分からないんじゃないって聞かないと答えてこない。補助金に対しても、補助金が切れたら、もう辞めるかと思うみたいなこと言ったりすると、それでは、その子たちが定着していかないって言うか、補助金が終わったところで終わってしまっ、もう農業に来ない。その辺をもうちょっと、旅立った子どもたちが定着するまで、お力添えをいただくような、何か方法はないかなと私は思っています。新規就農者に研修をある程度させてみて、補助金をそれから出すっていうふうにしたらどうかな、と思ってみたりしています。

(徳田会長)

はい、ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。
生産面の立場の委員以外の方でも結構です。いかがでしょうか。

(飯島委員)

ちょっと質問よろしいですか。

(徳田会長)

はい、飯島委員お願いします。

(飯島委員)

教えていただければと思いますが、老齡樹の管理、のところなんですけれども、その、仕組みと言うか、みかんにおいて、農地、生産者の見える化みたいな仕組みがもう既におありなのか、教えていただけますか。

(徳田会長)

農地の見える化の仕組みということでしょうか。

(飯島委員)

老齡樹の課題に対して、おそらく管理の体制があるかと思うのですが、その管理体制のあり方と言うか、その仕組みというものが、みかんにおいては既に何かありますか。

(平野 農産振興課長)

(果樹農業振興計画の) 中でも触れさせてもらってますけれども、今、地域計

画というもので、産地の農地をどなたが担っていくかというのを、市町を中心に地域計画というのを作ってしまして、その中で、高齢になった人については、どなたが高齢になっているので、どなたがその地域で、どの辺りで農地を渡していくかというような仕組みがございまして、まだ地域計画自体が各市町作成したばかりのところということで、これから実効性の高いものにしていくということで、そのような取組は進めているところです。

(飯島委員)

そこは自治体がリーディングして管理体制を作られているということですか。

(平野農産振興課長)

そうですね、管理体制までと言うか、今のところ耕作者がいない、例えば果樹園については、耕作できる人ということで、自治体とか、あるいは農協等と連携しながら、担い手、受ける人を探してみたいなことはございます。

(飯島委員)

質問した意図というのは、今、我々栗の栽培の話をしていて、結局どこに、どんな品種が、何本植わっているかみたいなことが全くまだ把握できていないという課題があるんですね。老齢樹の管理と紐付いているのが、直近でもあったのが、普段、掛川で6～7 tの収量がある中でも、急に収量が半分に減りました、ということが起きるんですよ。当然高温化みたいなこともあれば、あとは老齢樹の影響によって、急に採れなくなりました、ということが起きていて、そうすると、生産計画が見えていないと、出口のところの戦略に紐付いてくるので、生産管理と、販売体制、出口のところがいコールだったりしますよね。

そこが計画的にある程度、例えば数年後には老齢樹が何本、そうすると新植を何本、新植しても5年後にならないと収穫できないというのがありますので、そこを計画的にやっていく、というのが課題だったりするのですが、そういったものがみかんで既にそういう体制が仕組みとしておありなのかと、もしあれば教えていただきたいと思いました。

(武藤 農産振興課課長代理)

農産振興課の武藤です。よろしくお願いします。みかんでの事例なんですけれども、今、平野課長の方からあった、地域計画とか、行政市町が把握できるのはどうしても農地までというような形になるので、そこにどれぐらいの樹齢の樹が植わっているかというのはなかなか把握できないという状況にあります。実際現場の方では、老齢樹だけではなく、例えば三ヶ日とかですと、GIS、地図情報システムが入ってまして、そこで生産指導や管理をやっていきます。その上で、樹齢であったりとか品質であったりとかそういった情報が載ってまして、生産指導であったりとか、改植の時期、そういったものを指導できるようなシステムはあります。そういったところと、農地中間管理機構、農地バンクであったりとかそういったところと、連携をもっと深めることによって、流動化であったりとか集約が進んでいくのかなと思っています。しかし、どうしても現場の情報というのは、農協さんであればある程度掴めているところもあるんですけども、農地の一筆一筆の情報を押さえている農協というのも本当にごく一部と言うか、限られた農協だけになっていますので、そこら辺の情報を見える化をしていくことも重要かなと思っています。

しかし、マンパワーであったり、確認するって言うのと情報更新していかないといけないので、そういったところも課題ではあるかなと思っていますが、やれ

るところとしては、大きな産地はそういったことに取り組んでいるところもあります。

(廣川委員)

私は農協、農業現場なんですけれど、老齡樹の管理っていうのは、おそらく、生産者個人個人にどうしてもなる。ただ、改植なり新植をするにあたって、国の補助金がありますので、各生産者が計画的に、うまく作成をしてやっております。あと、農地の、僕ら園地台帳という言い方をするんですけれど、この方はここここここに農地を持って、ここの園地には青島、この園地には寿太郎、土壌はこうで、水はけはこういう感じ、で、ここの園地の斜度は何度ある、そうして、樹齡も、そういったデータは僕ら現場サイドは持っています。ただ、それっていうのは、ある程度農家からの申告で作られているデータなので、若干、現実と精度がって言うところがありまして、それを行政の方に固定資産台帳だとかそういったところの面積とかははっきりさせようとする、個人情報っていう壁があって、全然進まないところがあって、お互いに、行政も、僕らのデータもうまく使って、産地の生産量の維持とか、うまくお互いが、使えばできるはずなのに、本当に何でも個人情報って言われると、そこでストップしちゃうんですけれども。そこをうまく何かできないかな、って、現場の方はそういった事例もあります。

(飯島委員)

なかなか難しいとは思いますが、将来的にやっぱり自治体と、JAさん、生産者がうまく連携できる仕組みと、そこに対するシステム開発であれば補助ですとか、そういったものが将来的にあるといいなと思いました。ありがとう

ございます。

(徳田会長)

はい、多分今の議論の話は、施策的には地域計画よりは果樹の産地計画の中でどう反映させるかということで、おそらくしっかりした産地計画の協議会には、基本的に国の方針としては、農地中間管理機構も含めて参加というような方向を推奨しておりますので、多分そういうところに、実態としてどうするか話し合っていくかということになるのかなというふうに、私は今聞いて感じました。

他はいかがでしょうか。生産面、今、担い手の話がありましたけれども、それ以外の生産基盤、樹園地の整備、あるいはその技術面に関しても、何か他にございましたらお願いします。いかがでしょうか。(山下委員挙手) はい。

(山下委員)

果振計画に入れるのが適切かどうかはちょっと置いておいて、最近現場と言うか園地で困ってるのが、非常に有効な農薬が、諸般の事情によって適用が拡大できませんとかですね、有効だったのがもう来年から使用できませんとか、そういう事態が起きていますので、県にお願いするべきであったかどうかちょっと分かりませんが、やはり復活なり代替材の開発を進めていただかないと、特に私が知りうる中では、果樹関係、特にみかんに対する有効な農薬がポツポツとなくなっているという、それは別に農薬が悪いとかじゃなくて、いろんな他の経済的な需要だとかですね、そういった事情であろうと想像しますが、それを何とかですね、この計画に盛り込めるかどうかは置いておいて、少し何か手立てがないかなあということで一つ提案をさせていただきたいと思

います。

(徳田会長)

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですかね。そうしたら、いくつか質問もございましたので、県の方からお願いいたします。

(中尾 農業局長)

すみません、少しお答えできるものについてお答えしたいと思いますのですが、私も、先ほどの佐野委員の方から新規就農者のところで1.5 ha っていうところで事前に準備できれば、その方が入りやすいっていう話をちょっといただいています。それがあある意味、今度県内3カ所ということで、トレーニングファームっていうふうなやり方で、このトレーニングファームについては、ある程度その園地も先に準備して、そこがそのまま新規就農者の方が研修やってもらいながら、終わったらそのままそこで経営を始めてもらうというふうな仕組みになるのかなと思ってますので、それがみかんの場合は、そういうやり方ができれば、より入りやすいかなと思いますので、そのように考えております。

通常の私どもの新規就農者の育成については、がんばる新農業人育成事業ということで、基本的に1年間、その地域の研修農家さんのところで1年間一緒に働いてもらって、技術、経営を学んでいただいて、その1年間の間に市町や農協と一緒にあって、いわゆる実際に独立する時の農地を探しながら、園地を準備していき、そして別のところで独立してもらうというふうな仕組みは以前からやっております。それはこれからも継続していくのですが、新たな取組としてトレーニングファームというものも取り組んでいきたいと思っています。

品種のところなんですけど、この本冊の25ページのところに、品種の方を基幹品

種と地域推奨品種ということで、面積までは入れていないのですが、うんしゅうみかんから落葉果樹も、県として推奨している品種ということで載せております。地域推奨品種ということでいろいろ掲載しております、こちらについて果樹産地構造改革計画の方に位置付けているような、各地域で位置付けている品種の主なものを入れているということで、品種を多く掲載してるイメージもあるかと思えますけれども、基本的には基幹品種を推奨していくというのが一応考え方だと御理解いただければと思います。

大塚委員の方からは、農家側の人を育てる環境についてお話いただきました。静岡県の、いわゆる法人等へ就職している方の、5年間の継続率ですが、それが50%ぐらいということで、半分の方は5年以内に、一度就職したんですけれども辞めてしまってるということで、法人の中で、いわゆる人材育成と言いますか、スキルアップしてもらうためにどうするのか、諸々の人材育成というところをしっかりと経営者の方がしていかなきゃいけないということで、そういった研修、経営者側の研修ですね、そういったものを始めていますので、御活用いただければなというふうに思います。また御相談いただければと思います、よろしく願いいたします。

それから、農薬の関係は承知をしておりますので、国に対して、要望していきたいと思っております。

(徳田会長)

それでは、また最後に全体について御意見をお伺いしますので、次に、販売・流通面に関わる点について御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。現在の流通や価格動向等を踏まえた上での何か御意見、あるいはコメント、御提言等ございましたらお願いします。(廣川委員挙手) はい、

お願いします。

(廣川委員)

流通のところで、近年、静岡県のみかんの集出荷場って、更新が進んでおりますが、私どものふじ伊豆、東部地区になるんですけれど、この共選場もかなり老朽化が進んでおりまして、A I 選果を入れた、新共選場の建設を計画しております。前回、三ヶ日の森田委員の方から話もあったんですけれど、新しいそういった設備で生産者の家庭選果等作業の省力化が図られたとしても、手数料とかが上がったら、それは農業者の所得向上に繋がらない、そういったところが少し課題だよねっていうのは、本当にそのとおりだなと私も思いました。

ただ、そういった集出荷施設というのも、今、J Aふじ伊豆では、付加価値のある、J Aのスケールメリットを活かした、みかんだけの集出荷場ではなくて、他の作物も集めた効率的な集出荷場。あと、トラックでの市場出荷とか輸送に関して、今まで各々の取引のある運送会社を使っていたのですが、そこをうまく効率化を図って、農家への経費の負担を少しでも落としていきたいと思っています。西浦というところでみかんを作っていますけれど、やはり生産量っていうのは、なかなか、右肩下がりという状況になっております。市場出荷っていうのはもちろん大事なところなんですけれど、今、J Aふじ伊豆は合併していわゆるファーマーズマーケット、直売所というのが、ものすごい数あります。あくまで市場出荷が中心となりますが、ファーマーズについても、僕らは大きな販売チャンネルと捉えて、農家負担をなるべく少なくした流通のコストの軽減というところで、いろんな意味で、僕ら農協の一番の使命は農業者の所得向上ですので、そういったところに力を入れていきたいと考えております。

(徳田会長)

他いかがでしようが、流通に関わってる方で御意見等あればお願いしたいと思
いますけれど、いかがでしよう。(山下委員挙手) はい、お願いします。

(山下委員)

みかんに限らず、本県は非常に多種多様な農産物があつて、みかんは先ほどあ
りましたように、300億円を超える販売額があるんですけども、他の品目も百
数十品目あるんですよ。今一番困ってるのは、物流です。

特に最盛期から閑散期まで12ヶ月あるので、例えば品目によってはゼロになる
月もあるし、数ヶ月しか出荷しない品目もある。特に本県の場合は、秋冬産地
と言って秋冬が中心的な産地です。みかんをはじめ、イチゴをはじめ、レタス
をはじめ、トマトをはじめ、大体秋冬に大きな品目が出荷されてきます。夏場
での輸送をどうしましょうかという話になります。みかんでの話ではないんで
すけれども。みかんを含めて、これからトータル的にどうやって運ぶか。幸い
本県は大消費地であります首都圏、それから中京圏に近いものですから、交通
の便には恵まれてるつもりで今までいたんですけど、それでもですね、やは
り諸般の事情により運送店さんからは今まで通りに運べないよと。3カ所しか
下ろせない、2カ所しか下ろせないよというようなことも差し迫っています。
みかんはまだ車単位でですね、動かせるケースがまだ多いんで、まだいい方か
なあとと思いますけれど、そういった物流事情、それから、物価高によって、や
っぱりこういう嗜好性が高いフルーツなんかは、消費者の皆さんの財布のひも
が固いなど、売価もですね、今日市ノ川さんもいらっしゃいますけれど、昔よ
りは高いですね。

買える方が少なくなったと言うと失礼ですけど、そんな高いから買わなくて

いいやという消費者もだいぶ増えているのかなっていう、それを補えるだけの生産量が伴ってないというところだと思います。ただ生産が減ると、生産するコスト、いろいろな物流の費用、電気代それぞれ上がってるのは同じでございますんで、給料は上がらないという政府が言っていますけれども、農業者で言うと、販売価格が上がらないと所得が増えないということですね。

お互いに、消費者の皆さんにも御理解をいただけるような適正な価格ってどこなんだろうなということがありますけれども。

最後は一次産業、やっぱり需給バランスだと言われてしまいますけれど、その中でも本県の農産物に関して、消費者の皆さんに認めていただいて、大消費地に近いという優位性もあり、そういったことを心がけていきたいなど。

これを果振計画云々ということは言うつもりはありませんが、そんな状況が今あるということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

(徳田会長)

ありがとうございます。他いかがでしょう。特に小売りに直接関わる市ノ川委員、何かコメント等ございましたらお願いします。

(市ノ川委員)

先ほど山下様から言っていたとおり、やはり小売りの状況としても単価を高く、こちら人も人件費が上がっていたり、水道とか電気とか、値上がりしている影響で、どうしても売価は高くなってしまいますので、その中でも、高く売るとなると、やはりブランド戦略、高付加価値を付けてブランド力を強化することが重要になると思います。特に今年は、農作物は全体的に、かきもみ

かんも豊作で、市場に結構、年末から物量はどこの産地も多くて、年明けのみかんですが、まだ真穴みかんも残っていたり、年内の単価もまだ一部残している状態で、私たち小売りは、そこから何を売っていくか選択を迫られているところですが、そういった意味でも、三ヶ日のようなブランドとして支持されているものは、この悩んでいる状況では、強いなと思ったので、是非単価を下げず販売させてもらいたいなと思います。以上です。

(徳田会長)

はい、ありがとうございます。他よろしいでしょうか。流通・販売に関わっては。それでは、特に県に対しての質問等はございませんでしたけれど、物流、特に2024年問題等の関わりであったかと思いますが、今回の計画では直接は触れられていませんが、もし県の方で、それに関してコメントが何かございましたら。

(中尾 農業局長)

物流ってなかなか県だけで、施策として何かするのは難しいですけども、ちょっと物流というわけではないんですけども、やはりブランド戦略と言いますか、マーケティング戦略ということで、やはり首都圏中心になるものですから、そういった意味では首都圏に向けてというところで、付加価値付けてというところ、首都圏向けの戦略というのをしっかり持っていきたいなと思いますし、今回果振計画の中でも首都圏への流通金額を上げていこうということですね。

トラックの運賃とかその辺りの話となると難しいんですけども、そういった状況を、我々も把握しながら、できることがあれば考えていきたいなと思いま

す。すみません、答えになっていなくて申し訳ないです。

(徳田会長)

いえ、多分物流に関しても、今、それぞれのところで切実な問題で、いろんな取組がされてきてるかと思いますが、その辺でいろいろな情報の交流、共有、県も含めて今後進めていただければと思います。

それでは、次に、需要、消費面に関しての御意見等をお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

説明等にもございましたけれど、今、価格上昇の一方で、外観よりも味というような意見も出ているようなアンケートもございますが、消費者の動向とか生産面の関わりの中で、消費者ニーズ、あるいは生果だけでなく加工、あるいは輸出というのがあります。その辺全体含めて、何か御意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。(秋山委員挙手) 秋山委員お願いします。

(秋山委員)

消費者ニーズという観点からなんですけれども、まず買いやすさ、というのがあって、私は東京の、いわゆる大消費地と言われるところをメインにしている人間なんですけれども、今ちょっと高くなったな、と感じるものを袋で買って帰って、痛んでしまうことに繋がると、次、買うかどうかとなるんです。どんどん食べればなくなるんですけれども、やっぱり袋で買うことというのは、冷蔵庫に入れなければ、常温で早くくたびれてしまいますし、そうなりました時に、ひとつ理解を深めていく、というのが、どちらに対しての理解もあるのかなというのがありまして。何が言いたいかと言うと、例えばここに(会議内で提供されたみかんを示して) 2個みかんがあると食べやすいんですね。5年前

にもお話したかもしれないんですけど、大手カフェチェーン店でバナナが一本で置いてあって、あれがなぜバナナを売っているのか。オレンジやりんごもアメリカにはありまして。調べたことがありまして、アメリカには3つ、オレンジ、りんご、バナナを置いていて、日本ではバナナを置いている。見かけたことはありますか？静岡ではリサーチしていないんですけど、首都圏の方だとあるんです。私、大手カフェチェーンまで問い合わせまして、最初は15年くらい前の話なんですけれども、本国でお店をオープンするに当たって、フードメニューの展開がなかなかしにくい中で、生果だったらすぐ売れるし買えるね、ということで。日本だと丸ごとりんごをかじる文化ってなかなか、ということで売れなかったのがバナナだったということです。今でも売っています。

定点観測をいろんなところでしているんですけども、やっぱり食べているんです。補食、補う食と書きますが、お腹がすいた時に腹持ちがいいとかもありますが、実際買って、みかんよりもよっぽど皮がベトベトするとか、アンケートを取ったことがあるのですが、そういった食べにくさがあるかと思いきや、結構食べるんです。手に取れるところで、例えば1個バナナが税抜き100円で売っていて、高いか安いかわかりませんが、だとしても皆さん買われるんですね。袋で買って、単価にしたらどちらが安いかわかりませんが、その場所に合わせて買やすい形で提供することができたらどんなにいいだろうと。

実際流通とか、今テーマである中で、買い手側からの提案になるのですが、みかんがコンビニでも、箱で売っているのではなくて、そうした取りやすい形だったらどんなに動くかな、という。

食べ慣れていないとどんどん食べなくなる怖さがあると思うんですね。1回目欠席してしまったので、Zoomでのヒアリングの時に話はさせていただいたん

ですけれども、みかんという当たり前に食べているものも食べなくなってくる
とどんどん縁遠くなる。具体例ですと、お子さんがお味噌汁を飲まなくなる、
お漬物が苦手になる。子どもの時から飲んでいるからこそ、海外出張に行った
時にお味噌汁が飲めないと、「ああ飲みたいな」となるわけで。みかんって当
り前にありますし、私は食育を20年以上やっていますが、みかんが嫌いとい
う方は1人しか会ったことがないんですね。そのみかんが嫌いか好きかではなく、
気にしない存在になってしまうことがすごく怖いなと思っています。

手に取れる、手に入るということから始まって、皆さんに何らかの形で手に取
りやすいというのが叶ったらいいなとずっと思っております。

(徳田会長)

はい、貴重なお話ありがとうございます。他いかがでしょうか。(佐野委員挙手)

(佐野委員)

今の話に関係して、私も食育とかに関わっていて、小学生の低学年には、Sサ
イズって言われちゃうんですよ。80gぐらいの大きさ。今回の青島は200gくら
いあるのかな。3Lだから。こういうみかんをどうしたらいいのかなって考え
てるんですけど、青島って大玉になりやすい品種だけれどそれを売り込まな
きゃならないとなると、消費者サイドから見て、どうしたら売れるのかを聞き
たいです。

(秋山委員)

すごく言いにくいんですけど、食べる側は、そんなにそこまで気にしていな
い方が多い気がします。逆に知らないから。一生懸命作ってくださる生産者さ

んや関係者の方には申し上げにくいですが、うんしゅうみかんという言葉を知らなかつたり、みかんはみかんだということで、規格も知らない。ただ食べておいしいことは知っているということからすると、その時期その時期で、大きかつたり小さかつたりしても、口にしたみかんがおいしければ、知らないからこそ食べる、ということには繋がるという実感があります。

(佐野委員)

要は、MサイズもLサイズも、この3Lも、1個の単価は多分一緒なんです。だからそういうことをPRしたらどうかと。例えばM玉が1個50円で売れる、3Lでも1個50円くらいの売価になるのかな、そういうPRの仕方も必要ということですか。

(秋山委員)

今日売っていたみかんが100円で、明日も100円で、サイズが違っても、売る場所にもよるかもしれませんが、それよりもみかんが毎日あっておいしければ食べるという方に近いんじゃないかなと。日本全体で見た時にどうかっていう話ですけれど、自分は大消費地からの意見をと言うことでそのコメントにはなるんですけれど。それくらい、「みかんだ」とは思うけれど、規格だとか品種だとか、すごく鈍かつたりすると思います。

(徳田会長)

はい、他いかがでしょうか。様々な意見、需要や消費であるかと思いますが、何か御意見等よろしいでしょうか。(秋山委員挙手)

(秋山委員)

すみません、今みかん1個売りの話をしたんですけれど、1個が職場の近くで買えたら皆食べるかな、というのとはまた別で、家に持って帰る時、ぎゅうぎゅうのラッシュでみかんの袋をつぶしたらどうしようとか、そういう話になるので、そうすると家の近くのスーパーで買えばいいとなっても、帰る時にはもうスーパーが開いていないという人もたくさんいるんです。そうすると、ペーパーでも提出したのですが、ミニスーパーが都会にはいっぱいあって、そういうところに行った時に、大きな袋のみかんが売っているかどうかもあるんですが、価格が少し上がっても小さいロットで出すっていうのも、どこまで柔軟にできるかというのがありますが、これから単身世帯の方が増えていく中で、その人たちが買って帰って食べられるという形の規格が、どんどん増えるといいな、というのが、またこの5年で強く感じたところです。ありがとうございます。

(徳田会長)

ありがとうございます。他よろしいでしょうか、消費、需要に関しては。それでは、生産から全般に関わって、言い忘れた点、あるいはここまでの議論の中で新たに何か思いついた点等ございましたら、残りの時間で御意見いただければと思いますが、何かございますでしょうか。(秋山委員挙手) どうぞ。

(秋山委員)

また違う角度から、双方のことが理解し合えたらハッピーだね、ということもさっき申しましたけれども、是非とも、ファンを作る、要は、みかんだったらどれでも一緒、と雑な言い方をしましたけれど、その中でも産地が選べるなら

静岡がいいな、となってもらふことをゴールとした場合、作ってらっしゃる方の側から、こんなことが大変なんだよ、とか頑張っているんだよ、とか、それでこれができているんだよ、ということ、何らかの形でもっと発信していただくと、もっとファンが増えるんじゃないかと。愚痴を言うとかそういうわけじゃなくて。

さっき、人には心があって、と大塚さんの素敵なお話がありましたけれど、いろんなセミナーでその産地の話をしたり、エピソードがあると、人間印象に残って手に取るようになるということは、実体験としてありますし、そういう方は少なくないと思います。また、作ってらっしゃる時に、すごくある意味ストイックにやってらっしゃると思うと、何らかの形で自分の思っていることをどんどん出すっていうのは、作っている方にとっても、かけがえのない食べ物を作っているという自任をしながら発信をしていく、それでファンができるとすごくいいな、と、もっとそうされたらいいんじゃないかと。今してないという意味ではなくて、よりそうすることで、食べる方も、「あ、こんな思いをしているからこの金額なんだ」と。さっき適正価格はどこにあるんだろうという話がありましたけれど、触れる機会がないと、知らないんですよ。どんな大変な思いをして、ここに今おいしいみかんがあるんだということ。もちろん伝える役なんだ、と思って食育の仕事をさせていただいていますけれど、是非、当事者からの声がすごく大きい気がしますので。この場でお話ししていいか分かりませんが、なかなか機会がないので、もしそうだとよりハッピーな循環になるかな、ということで、お伝えします。先生、ありがとうございます。

(徳田会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。県の方か

らも最後に何かあれば、よろしいですか。はい。では、意見交換についてはこれで終了したいと思います。

議事では次、決議というようになっておりますが、今回御説明していただいた計画案について、今回いくつかの御意見等あったと思いますので、最終的な成案は、今回の審議会の意見等を踏まえて県の方で作成いただくということに合わせて、この内容について御承認いただけるでしょうか。よろしいでしょうか。（異議なし）特に御意見なければ承認いただいたということで、先ほど申しましたように、今回の意見を踏まえた上で県としての成案を作成していただければというふうに思います。どうもありがとうございます。

それでは、予定された議事はこれで終了ということになりますので、後を県の方にお返しいたします。

（中尾 農業局長）

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえまして、計画の成案を仕上げまして、今年度中に策定・公表という段取りで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、静岡県果樹農業振興審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。